

令和6年2月6日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3 件
(うちガストーチ1件、石油給湯機付ふろがま1件、
石油温風暖房機(開放式)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
(うち凍結防止用ヒーター(水道用)2件、電子レンジ1件、
電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、
スピーカー(充電式)1件、エアコン(室外機)1件、
加湿器(超音波式)1件、電気温風機1件、
オーブントースター1件、配線器具(変換アダプター)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：石田、首藤、庄田

電 話：03(3507)9204(直通)

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300967	令和5年 ※不明	令和6年2月1日	ガストーチ	202930	コールマンジャパン株式会社(現 ニューウェルブランズ・ジャパン合同会社) (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月23日
A202300973	令和6年1月3日	令和6年2月1日	石油給湯機付ふろがま	UKB-3300TXA(M)	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	栃木県	製造から25年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月25日
A202300977	令和5年12月26日	令和6年2月2日	石油温風暖房機(開放式)	FH-VX3619BY	株式会社コロナ	火災 死亡2名	当該製品及び建物1棟を全焼し、5棟を類焼する火災が発生し、2名が死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月23日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300968	令和5年12月30日	令和6年2月1日	凍結防止用ヒーター (水道用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月20日
A202300969	令和6年1月8日	令和6年2月1日	凍結防止用ヒーター (水道用)	火災	工場で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	長野県	
A202300970	令和6年1月22日	令和6年2月1日	電子レンジ	火災	事務所で当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品の庫内を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300971	令和6年1月18日	令和6年2月1日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災	物置で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和6年2月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300972	令和6年1月13日	令和6年2月1日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202300974	令和6年1月23日	令和6年2月1日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202300975	令和6年1月22日	令和6年2月2日	加湿器(超音波式)	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300976	令和6年1月3日	令和6年2月2日	電気温風機	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から35年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月23日
A202300978	令和5年12月13日	令和6年2月2日	オーブントースター	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和6年2月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月24日
A202300979	令和5年12月21日	令和6年2月2日	配線器具(変換アダプター)	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年1月22日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし